

コンテンツ産業振興法施行令

全文改正 2010.12.10 大統領令 第 22521 号	他法改正 2014.12.09 大統領令 第 25840 号
他法改正 2011.07.19 大統領令 第 23036 号	他法改正 2015.12.30 大統領令 第 26774 号
一部改正 2012.08.17 大統領令 第 24045 号	他法改正 2015.12.31 大統領令 第 26844 号
他法改正 2013.03.23 大統領令 第 24453 号	一部改正 2016.09.05 大統領令 第 27488 号
他法改正 2014.11.19 大統領令 第 25751 号	他法改正 2017.07.26 大統領令 第 28211 号

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この令は、「コンテンツ産業振興法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(基本計画の樹立手続等) ①「コンテンツ産業振興法」(以下“法”という。)第 5 条第 1 項によるコンテンツ産業の振興に関する中・長期基本計画(以下“基本計画”という。)は、文化体育観光部長官が関係中央行政機関の長と協議して樹立する。

②文化体育観光部長官は、第 1 項により樹立した基本計画を法第 7 条によるコンテンツ産業振興委員会(以下“委員会”という。)に提出しなければならない。

③文化体育観光部長官は、関係中央行政機関の部門別計画の作成指針を定め、関係中央行政機関の長に通報することができる。

④関係中央行政機関の長は部門別計画を樹立するために必要であれば関係中央行政機関、地方自治団体及び第 11 条第 1 項による公共機関などに必要な資料を要請することができる。この場合行政安全部長官は行政安全部所管部門別計画を樹立するときに地方自治団体の意見が総合・反映されるようにすべきである。

⑤文化体育観光部長官は委員会の審議を経て確定された基本計画を関係中央行政機関の長と特別市長・広域市長・道知事及び特別自治道知事に通報しなければならない。

⑥文化体育観光部長官は、確定された基本計画の中で二つ以上の中央行政機関に関連されている事項、その他、コンテンツ産業の振興に重大な影響を及ぼす事項として委員会が定めた事項を変更しようとする場合は予め委員会の審議を経なければならない。

⑦文化体育観光部長官は基本計画が確定されたり変更された時にはこれを告示しなければならない。

第 3 条(施行計画の樹立手続等) ①法第 6 条第 1 項による所管別コンテンツ産業の振興のための施行計画(以下“施行計画”という。)には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 該当年度の事業推進方向
2. 主な事業別の推進方針

3. 主な事業別の細部遂行計画
4. コンテンツ流通の促進計画
5. 分野別・形態別コンテンツ制作の活性化施策
6. 融合コンテンツ活性化施策
7. その他コンテンツ産業の振興のために必要な事項

②関係中央行政機関の長は、毎年10月31日まで次の年度の施行計画を委員会に提出しなければならない。この場合、行政安全部所管の施行計画には地方自治団体の意見が総合・反映されなければならない。

③樹立された施行計画のうちコンテンツ産業の振興に影響を及ぼす事項として委員会が定める事項を変更しようとする場合には、予め委員会の審議を経由しなければならない。

④施行計画は、特別の事由がなければ委員会の審議を経由し毎年12月31日まで確定する。

第4条(委員会の運営) ①委員会の会議は、委員長が必要であると認めるか在籍委員3分の1以上が要請する場合に委員長が招集する。

②委員長が会議を招集しようとするには、会議開催7日前まで会議の日時・場所及び審議案件を各委員に通知しなければならない。但し、緊急に召集しなければならないとか、やむを得ない事由がある場合には会議開催前日まで通報することができる。

③委員会の会議は委員長を含めた在籍委員の過半数の出席で開議し、出席委員の過半数の賛成で議決する。

④委員長がやむを得ぬ事由で職務を遂行することができない時には法第7条第3項第1号による委員順でその職務を代行する。

第4条の2(委員の解囑) 委員会の委員長は法第7条第3項第2号による委員が次の各号のいずれの一つに該当する場合には該当委員を解囑することができる。

1. 精神障害により職務の遂行ができなくなった場合
2. 職務に関連した非違事実があった場合
3. 職務怠慢、品位損傷やその他の事由により委員として適合しないと認められた場合
4. 委員自ら職務を遂行することが困ると意思を明らした場合

第5条(実務委員会) ①委員会を効率的に運営するために実務委員会を置く。

②実務委員会は実務委員長1人を含めた20人以内の実務委員に構成する。

③実務委員長は文化体育観光部第1次官になり、実務委員は次の各号の人にする。

1. 企画財政部・教育部・科学技術情報通信部・国防部・行政安全部・文化体育観光部・産業通常資源部・保険福祉部・雇用労働部・国土交通部・放送通信委員会・公正取引委員会の高位公務員団に属する公務員の中から該当所属機関の長が指名する人、各1名

2. 関係中央行政機関の長から推薦を受け実務委員長が委嘱する関連分野専門家

④第3項第2号により委嘱される実務委員の任期は3年にする。

⑤実務委員会に幹事委員1名をおき、幹事委員は文化体育観光部所属公務員である実務委員になる。

⑥実務委員会は委員会に提出された案件と委員会から委任され、または委員会の委員長から支持された事項を検討・審議する。

⑦実務委員長は実務委員会の業務を支援するために分科委員会を設置・運営することができる。

この場合、分科委員会の構成に関する事項は実務委員会の議決を経て実務委員長が定める。

第6条(意見聴取等) 委員会、実務委員会及び分科委員会は案件審議やその他業務遂行に必要であると認めるときには、利害関係人または関連専門家を出席させてその意見を聞くか意見の提出を要請することができる。

第7条(手当) 委員会、実務委員会及び分科委員会に出席した委員と関連専門家に対しては、予算の範囲内で手当を支給することができる。但し、公務員である委員がその所管業務と直接関連して出席する場合には、この限りでない。

第8条(運営細則) この令で規定したもののほかに委員会の運営に必要な事項は、委員会の議決を経由して委員長が定め、実務委員会及び分科委員会の運営に必要な事項は、実務委員会の議決を経由して実務委員長が定める。

第2章 コンテンツ制作の活性化

第9条(コンテンツ制作の支援活性化) 関係中央行政機関の長は、法第9条第3項により分野別・形態別コンテンツ制作の活性化のため次の各号の事項に関する施策を施行計画に反映しなければならない。

1. 優秀コンテンツの企画・製作・開発及び流通の支援
2. 製作関連専門人材の養成支援
3. コンテンツ製作者間の施設と機資材の共同使用・賃貸等の斡旋
4. 非営利法人・団体のコンテンツ制作関連事業の支援

第10条(知識財産権の保護施策) ①関係中央行政機関の長は法第10条第1項によりコンテンツに係った知識財産権を適正に保護するために次の各号の施策を設けなければならない。

1. コンテンツに係った知識財産権保護のための教育及び広報
2. コンテンツに係った知識財産権保護のための技術の研究・開発及び評価体系構築
3. コンテンツに係った知識財産権保護のための調査・研究及び国際協力
4. コンテンツに係った知識財産権保護のための公正な利用環境に関する制度及び流通構造の改善
5. コンテンツに係った知識財産権保護のための効果的権利救済方案を設ける
6. コンテンツに係った知識財産権保護のための専門人材の養成

②文化体育観光部長官は、法第10条第2項によりコンテンツ製作者がコンテンツに対する技術的保護措置が開発できるよう次の各号の事項を支援するための施策を設けなければならない。

1. 技術的保護措置の開発に必要な資金の支援
2. 技術的保護措置の開発に必要な情報の提供
3. 技術的保護措置の開発に必要な専門人材の養成
4. 技術的保護措置の開発に必要な設備の支援

5. 技術的保護措置の開発についての性能評価体系構築の支援

第 11 条(公共情報の利用活性化) ①法第 11 条第 1 項で“大統領令で定める公共機関”とは「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関及び「公共機関の情報公開に関する法律施行令」第 2 条による公共機関をいう。

②法第 11 条第 1 項による公共機関の長は法第 11 条第 2 項によりその公共機関が保有・管理する情報の中で「公共機関の情報公開に関する法律」第 9 条による非公開対象情報を除く情報(以下: ‘公共情報’ という)をコンテンツ事業者がコンテンツ制作等に利用できるよう次の各号の事項を公開しなければならない。

1. 情報の提供範囲
2. 情報の提供形態
3. 情報の利用料または手数料
4. 情報加工及び使用の範囲
5. 情報の更新日時
6. 情報の利用基準及び申請手続き
7. その他該当公共機関の長が公共情報の利用に係って必要と認めた事項

③文化体育観光部長官はコンテンツ事業者の公共情報の利用に必要な細部的な事項を定めて告示できる。

④文化体育観光部長官は法第 11 条によるコンテンツ事業者の公共情報利用活性化事業の支援ができる。

第 12 条(融合コンテンツの活性化施策) 関係中央行政機関の長は法第 12 条によりその所管融合コンテンツの活性化のため次の各号の事項に関する施策を樹立・施行しなければならない。

1. 融合コンテンツの企画
2. 融合コンテンツ技術の研究・開発
3. 融合コンテンツの製作・開発及び事業化
4. 融合コンテンツの具現・消費・流通拡大と新しい事業モデルの発掘
5. コンテンツ融合基盤・空間の造成・運営及び師範事業の実施
6. 融合コンテンツの国外進出
7. 融合コンテンツ関連創意的核心人材の養成
8. その他に融合コンテンツの活性化のために必要な事項

第 3 章 コンテンツ産業の基盤造成

第 13 条(起業の活性化) 関係中央行政機関の長は所管別に法第 13 条により次の各号の事項が含まれた企業支援計画樹立してこれを基本計画及び施行計画に反映して施行しなければならない。

1. コンテンツ事業の起業に対する行政的・財政的支援
2. 創業支援に係った機関・団体の育成に関する事項
3. その他に創業支援のための必要な事項

第 14 条(専門人力養成機関の指定手続き) 法第 14 条第 2 項により専門人力養成機関に指定されようとする者は次の各号の事項を書いた書類を添付して関係中央行政機関の長にその指定を申請しなければならない。

1. 専門人力養成実績と計画
2. 過程の編成に関する事項
3. 講師の経歴及び資格に関する事項
4. 専門人力養成に必要な施設・設備に関する事項
5. 運営軽微の調達計画

第 15 条(技術開発事業の促進) ①関係中央行政機関の長は法第 15 条第 1 項各号の事業を推進するための師範事業が実施できる。

②関係中央行政機関の長は法第 15 条第 1 項により技術協力及び技術移転、技術情報の円滑な流通を促進するためにコンテンツ技術流通情報システムを構築して運営できる。

第 16 条(技術開発事業の委託等) 関係中央行政機関の長は法第 15 条第 1 項によるコンテンツ技術開発事業を委託しようとする場合には委託を受けようとする関連研究機関や民間団体の人力、施設・設備及び専門知識保有程度などを総合的に考えて委託される者を選定して、委託される者と次の各号の事項が含まれた契約または協約を締結しなければならない。

1. 委託事業の内容と範囲に関する事項
2. 委託事業の期間に関する事項
3. 委託事業の遂行結果の報告に関する事項
4. 契約または協約の変更・解約及び違反時の措置に関する事項
5. その他に委託事業遂行のために必要な事項

第 17 条(標準化推進事業等の委託) 法第 16 条第 1 項によるコンテンツの標準化に必要な事業、法第 17 条第 1 項による国際協力及び海外市場進出を促進するための事業、法第 23 条第 2 項によるコンテンツ識別体系の確立・普及に関する事業、法第 25 条第 1 項による標準契約書に関する業務、法第 26 条第 1 項及び第 2 項による利用者保護等に関する業務の委託方法及び手続きに関して必要な事項は第 16 条を準用する。

第 18 条(金融支援等) 関係中央行政機関の長は法第 18 条第 2 項によりコンテンツ産業の振興のために次の各号の支援ができる。

1. 「文化産業振興基本法」第 10 条の 2 により設置された完成保証勘定による支援
2. コンテンツの担保化支援
3. コンテンツの事業化のための技術評価及び諮問
4. その他コンテンツ産業の振興のために必要と認める事項

第 3 章の 2 コンテンツ共済組合

第 18 条の 2(共済組合の認可等) ①法第 20 条の 2 第 1 項によるコンテンツ共済組合(以下“共済組合”という)を設立しようとする時にはコンテンツ事業者 10 人以上が発起人になり定款を作成して、創立総会で定款を議決した上、文化体育観光部長官に認可を申し込まなければならない。

②文化体育観光部長官は第 1 項による認可をした時にはこれを公告しなければならない。

③共済組合が成立して役員が選任されるまでの必要な事務は発起人が行う。

第 18 条の 3(共済組合の定款記載事項) 法第 20 条の 2 第 3 項による共済組合の定款記載事項は次の各号のとおりである。

1. 目的
2. 名称
3. 事務所の所在地
4. 事業に関する事項
5. 役員及び職員に関する事項
6. 組合員の資格と加入及び脱退に関する事項
7. 組合員の管理・義務に関する事項
8. 出資 1 口座の金額と出資の方法等に関する事項
9. 基本財産の造成及び運営管理に関する事項
10. 資産及び会計に関する事項
11. 剰余金・積立金及び損失金の処理に関する事項
12. 総会及び理事会に関する事項
13. 解散と残余財産の処理に関する事項
14. 支店等の設置に関する事項
15. 公告に関する事項
16. 代理人に関する事項
17. 定款の変更に関する事項

第 18 条の 4(共済組合の登記) ①共済組合は設立認可を受けた時には主事務所の所在地で次の各号の事項を登記しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 事業
4. 事務所の所在地
5. 設立認可の年月日
6. 出資金の総額及び出資 1 口座の金額と出資の方法
7. 出資証券譲渡の制限に関する事項
8. 役員の氏名・住所及び生年月日

9. 代表権の制限に関する事項
10. 代理人に関する事項
11. 公告の方法

②第1項各号の登記事項(出資金総額に関する登記事項は除く)に変更がある場合にはその変更がある日から3週以内にこれを登記しなければならない。

第18条の5(共済組合の運営及び監督等) ①法第20条の2第3項により文化体育観光部長官は共済組合に対して各号の業務を監督しなければならない。

1. 総会及び理事会の議決事項
2. 組合員の資格と加入及び脱退に関する事項
3. 事業計画及び予算に関する事項
4. 機構及び組織に関する事項
5. その他に文化体育観光部長官が委託した業務の遂行または定款で定めている業務の遂行に関する事項

②共済組合の事業計画及び予算に関しては文化体育観光部長官の承認を受けなければならない。

③文化体育観光部長官は共済組合の業務監督のために共済組合に対して第1項各号に関する事項を報告させることができ、必要な資料の提出を命じることができる。この場合共済組合は正当な事由がなければその命令に従わなければならない。

第18条の6(共済組合の事業) ①法第20条の3第1項第8号で“大統領令で定める事業”とはコンテンツ産業の振興のための次の各号の事業をいう。

1. コンテンツ共済事業の関連調査・研究事業
2. 組合員に対する経営相談・診断指導及び教育訓練に関する事業
3. コンテンツ及び関連事業に対する外国からの受注等に対する情報提供
4. 組合員及び組合員に雇用されたものの福祉向上のための事業
5. 組合の目的達成に必要な関連事業への投資
6. 第1号から第5号までの事業に付帯される事業として定款に定める事業

②共済組合は組合員の利用に支障のない範囲で定款及び共済規定で定めるところにより組合員ではないコンテンツ事業者を対象に次の各号の事業ができる。

1. 法第20条の3第1項第1号の投資及びその投資企業に対する資金貸与
2. 第1項第2号から第4号までの事業

第18条の7(基本財産の造成) 法第20条の4第1項第2号で“大統領令で定める財源”とは次の各号の金員をいう。

1. コンテンツ産業の関連機関及び関連者等の出捐金または預託金
2. 共済事業のための借入金
3. 収益金及びその他の収入金

第 18 条の 8(共済規定の承認) 法第 20 条の 5 第 3 項前段で“大統領令で定める重要な事項”とは次の各号のとおりである。

1. 組合員の出資金及び掛け金に関する事項
2. 共済組合の準備金・積立金及び利益金に関する事項
3. 組合員に対する資金貸与と保証の運用倍数及び料率に関する事項
4. 共済組合基本財産の造成及び運用に関する事項

第 18 条の 9(損失補填準備金の積立及び運営等) ①法第 20 条の 6 第 1 項による損失補填準備金は資金貸与額・債務保証額及び履行保証額を合わせた金額の 100 分の 5 の範囲から別途積立・運営しなければならない。

②第 1 項の損失補填準備金は共済事業の運営と関連して生じた損失の補填とその損失補填の管理に必要な費用外には使うことができない。

③損失補填準備金の積立及び運営等に必要な事項は共済規定で定める。

第 18 条の 10(出資及び出資証券等) ①共済組合の総出資金は組合員が出資した出資口座の額面総額にする。

②共済組合は定款に定めるところにより出資した組合員にその出資を表す出資証券を発行して交付しなければならない。

③組合員の出資は全額現金で納入しなければならない、その納入金は共済組合に対する債権と相殺することができない。

④組合員の責任はその出資金額を限度にする。

第 18 条の 11(出資証券の名義書換え) ①組合員又は組合員だった者は法第 20 条の 8 第 1 項によりその持分を譲渡しようとする時には定款に定めるところにより共済組合から出資証券にその持分を譲受けしようとする者の名義書換えを受けなければならない。

②共済組合は法第 20 条の 9 第 1 項第 2 号及び第 3 号の事由で持分を取得した時には該当出資証券を共済組合の名義で書換えした上これを処分しなければならない。

第 18 条の 12(予算と決算) ①共済組合は事業年度毎に事業計画と予算書を作成して該当事業年度開始二ヶ月以内に総会の議決を受けなければならない、事業年度毎の決算書を作成して該当事業年度終了後 2 ヶ月以内に総会の議決を受けなければならない。

②第 1 項の予算書作成と関連した特別事業勘定、追加修正予算、予備費等に関して必要な事項は定款で定める。

③共済組合は事業年度毎に終了後 2 ヶ月以内に財務状態表と損益計算書を作成して主事務所、支店及び出張所に備えておき、財務状態表を公告しなければならない。

第 4 章 コンテンツの流通合理化

第 19 条(コンテンツ取引事実の認証機関の指定等) ①法第 21 条第 2 項によるコンテンツ取引事実の認証事業の遂

行機関(以下“認証機関”という)で指定を受けようとする者が備えなければならない技術人力・財政能力・施設・装備及びその他に必要な要件は次の各号のとおりである。

1. 技術人力:コンテンツ取引に関する認証業務に必要な施設及び装備を担当する専門人力として次の各目の要件を満たす技術人力、3名以上

イ. 情報通信技士・情報処理技士及び電子計算機組織応用技師以上の国家技術資格またはこれと等しい資格があると科学技術情報通信部長官が定めて告示する資格を備えること。

ロ. イ目で定める資格別に科学技術情報通信部長官が定めて告示する情報保護または情報通信運営・管理分野2年以上の経歴があること。

2. 財政能力:資本金 30 億ウォン以上

3. 施設及び装備:次の各目の設備

イ. 取引事実認証書を生成・発給・管理するための設備

ロ. 加入者の登録情報を管理するための設備

ハ. 加入者に取引事実の認証と関連した情報を提供するためのネットワーク及び照会設備

ニ. コンテンツ事業者の取引情報と利用者の個人情報保護するための設備

ホ. コンテンツ取引事実の認証業務に関する施設及び装備を安全に運営するための保護設備

ヘ. 電子署名の生成情報及び電子署名の検証情報を生成・管理するための設備

4. 第3号による設備の管理・運営手続き及び方法を定めた内部規定

②認証機関で指定を受けようとする者は科学技術情報通信部令で定める書類を添付して科学技術情報通信部長官に認証機関の指定を申請しなければならない。

③科学技術情報通信部長官は第2項による指定申請がある場合、文化体育観光部長官と協議して第1項による指定要件に適合したと認められたら認証機関に定めて科学技術情報通信部令で定める取引事実の認証機関指定書を発給しなければならない。この場合科学技術情報通信部長官はその認証機関の指定を科学技術情報通信部のインターネットホームページ等に公告しなければならない。

第20条(取引事実認証の対象等) ①認証機関は次の各号の要件を備えたコンテンツ事業者に対して法第21条第1項によるコンテンツ取引事実の認証ができる。

1. 「電子署名法」第2条第2号の電子署名を実施すること。

2. コンテンツ取引の安定性を確保するための施設・装備を備えること。この場合賃貸された施設・装備を含む。

②認証機関が第1項によりコンテンツ事業者に対して取引事実認証をした時にはそのコンテンツ事業者に取引事実の認証表紙を発給しなければならない。

③第2項による取引事実の認証表紙は一般人たちが該当取引認証に係ったものであることが分かりやすく表さなければならない。

第21条(指定取消された認証機関の取引事実認証業務の引継ぎ等) ①法第21条第4項により指定が取消された認証機関はコンテンツ取引事実認証に関する記録を他の認証機関に継がせなければならない。

但し、やむを得ぬ事由でコンテンツ取引事実認証に関する記録を継ぐことができない時にはその事実を科学技術情報通信部長官に遅滞なく知らせなければならない。

- ②科学技術情報通信部長官は法第 21 条第 4 項により認証機関の指定を取消そうとすればヒアリングを実施しなければならない。
- ③科学技術情報通信部長官は法第 21 条第 4 項により認証機関の指定を取消した時にはこれを告示しなければならない。該当認証機関に書面でこれを通報しなければならない。
- ④科学技術情報通信部長官は第 1 項による引継ぎに必要な事項を告示することができる。

第 22 条(示範事業の実施等) ①科学技術情報通信部長官及び文化体育観光部長官は法第 21 条第 1 項によるコンテンツ取引事実の認証事業を円滑に施行するためにその示範事業を実施することができる。

②科学技術情報通信部長官及び文化体育観光部長官は法第 21 条第 5 項によりコンテンツ事業者や認証機関等取引事実認証に必要な施設及び装備の構築に必要な費用の一部又は全部を支援することができる。

第 23 条(コンテンツ提供サービスの品質認証機関の指定等) ①法第 22 条第 1 項で“大統領令で定める運営基準”とは次の各号の事項をいう。

1. 安定的なコンテンツ提供サービスの品質認証が可能な設備を備えること
2. コンテンツ提供サービスの品質認証が公正に進められる評価手続きを備えること
3. 善良な風俗や社会秩序に違反しないコンテンツ提供サービスを対象にすること

②法第 22 条第 2 項によるコンテンツ提供サービスの品質認証機関(以下“コンテンツ提供サービスの品質認証機関”という)の指定基準は次の各号のとおりである。

1. コンテンツ提供サービスの品質認証業務を専担する次の各目の一つの要件を満たす専門人材 2 名以上を確保すること
 - イ. コンテンツ提供サービスの品質評価基準及び品質認証方法についての専門的な知識を備えること
 - ロ. 第 19 条第 1 項第 1 号イ目による資格を備え、またはコンテンツ提供サービスの品質認証関連業務を 1 年以上遂行した経歴があること
2. コンテンツ提供サービスの品質認証業務を処理するのに必要な組織を備えること
3. コンテンツ提供サービスの品質に係った事業を施行しているか、またはその事業を 2 年以上遂行した実績がある法人や団体であること
4. 次の各目の施設と装備を備えること
 - イ. 品質認証書を生成・発給・管理するための設備
 - ロ. 品質認証を申請したコンテンツ事業者等に品質認証関連の情報を提供するためのネットワーク設備
 - ハ. 品質認証を申請したコンテンツ事業者等の企業・個人情報を保護するための設備
5. 第 4 号による設備の管理・運営手続き及び品質の評価方法を定めた内部業務規定を持っていること

③コンテンツ提供サービスの品質認証機関で指定を受けようとする者は科学技術情報通信部令で定める書類を添付して科学技術情報通信部長官にコンテンツ提供サービスの品質認証機関の指定申請をしなければならない。

④科学技術情報通信部長官は第 3 項による指定申請がある場合、文化体育観光部長官と協議して第 2 項による指定基準に適合すると認められればコンテンツ提供サービスの品質認証機関として指定し、科学技術情報通信部令で定めるコンテンツ提供サービスの品質認証機関指定書を発給しなければならない。この場合科学技術情報通信部長官はそのコンテンツ提供サービスの品質認証機関の指定を科学技術情報通信部のインターネットホームページ等に公告しなければならない。

第 24 条(コンテンツ提供サービスの品質認証の対象) ①コンテンツ提供サービスの品質認証はコンテンツ事業者等が提供するコンテンツ提供サービスを対象にする。

②コンテンツ提供サービスの品質認証機関はコンテンツ提供サービスが善良な風俗や社会秩序に反すると判断される場合には品質認証の対象から除くことができる。

第 25 条(コンテンツ提供サービスの品質認証基準) コンテンツ提供サービスの具体的な品質認証の基準は次の各号の区分による事項を考え、科学技術情報通信部長官が定めて告示する。

1. コンテンツ提供サービス技術

コンテンツ提供サービスの技能性、コンテンツ提供サービスの安定性等

2. コンテンツ提供サービスの事業基盤

事業者の経営状態、事業者組織及び人力、情報保護の水準等

3. 顧客管理

顧客満足度の管理体系、顧客苦情の収集体系等

第 26 条(コンテンツ提供サービスの品質認証事業の運営基準) コンテンツ提供サービスの品質認証機関は次の各号の事項を含んだ運営基準を定めなければならない。

1. 品質認証の対象及び範囲

2. 品質認証業務の遂行方法及び手続き

3. 品質認証業務の利用条件

4. 品質認証の有効期間及び再評価

第 27 条(コンテンツ提供サービスの品質認証書の発給) ①法第 22 条によるコンテンツ提供サービスの品質認証を受けようとするものは第 23 条第 4 項により指定を受けたコンテンツ提供サービスの品質認証機関にその品質認証を申請しなければならない。

②コンテンツ提供サービスの品質認証機関がコンテンツ事業者等に対して品質認証をした時には該当コンテンツ事業者等に品質認証書を発給しなければならない。

第 28 条(コンテンツ識別体系の普及等) ①文化体育観光部長官は法第 23 条第 2 項によるコンテンツ識別体系(以下「識別体系」という)の導入及び利用活性化のために次の各号の事業の支援ができる。

1. 国家及び公共機関が製作し、または利用するコンテンツに識別体系を付着して流通する事業

2. 新しく識別体系を付着して流通する事業

3. 相互関係等のために識別体系を変更する事業

4. その他に文化体育観光部長官が必要と認める事業

②文化体育観光部長官は法第 23 条第 2 項による事業を進めるために必要な事項を定めて告示することができる。この場合関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

第 29 条(情報通信網事業者等の範囲) ①法第 24 条第 1 項で「大統領令で定める者」とは「電気通信事業法」第 2

条第 11 号による期間通信役務の中、電話役務、電気通信回線設備の賃貸役務、周波数を与えられて提供する役務、インターネット接続役務またはインターネット電話役務を提供する事業者をいう。

②法第 24 条第 2 項で‘大統領令で定める者’とは「電気通信事業法」第 2 条第 12 号による付加通信役務を提供する事業者(同法第 22 条第 1 項後段により申告義務が免除された事業者は除く)及び同法第 2 条第 13 号による特殊な類型の付加通信役務を提供する事業者をいう。

第 5 章 利用者の権益保護

第 30 条(コンテンツ取引約款の細部内容) 法第 28 条第 2 項によりコンテンツ事業者がコンテンツを取引する時、利用者保護のための約款を定める場合には次の各号の事項に関する細部内容を含めなければならない。

1. 過誤納金の払戻し方法及び手続き
2. 請約撤回及びコンテンツ利用契約の解約・解除の方法とその効果
3. コンテンツ欠陥等による利用者被害補償の基準・範囲・方法及び手続き
4. 紛争解決方法及び手続き
5. その他にコンテンツを取引するときの利用者保護のために必要な事項

第 6 章 紛争調停

第 31 条(調停の拒否事由) 法第 34 条第 1 項で“大統領令で定める事由がある場合”とは次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。

1. 申請の内容と直接的な利害関係がない者が調停申請をした場合
2. 申請人が同じ事案について同じ趣旨で 2 回以上調停申請をした場合
3. 申請人が正当な事由なく期限内に調停申請を補完していない場合
4. 訴訟が提起され、または進行中である場合
5. 他の調停機関に調停申請した場合
6. 調停の申請内容が偽りである場合
7. その他に申請の内容が善良な風俗や社会秩序に反したと認められコンテンツ紛争調停委員会で定めて告示する場合

第 32 条(調停費用) ①法第 35 条第 1 項により法第 29 条によるコンテンツ紛争調停委員会が調停申込人に調停費用を負担するよう定めた事件の場合には該当事件の申込み人が紛争調停申請の時、その費用を前もって出す。

②第 1 項による調停費用の金額は法第 29 条によるコンテンツ紛争調停委員会が定める。

第7章 補則

第33条(表示の方法) 法第37条第1項で“大統領令で定める方法”とは次の各号の区分によるいずれか一つの表示方法をいう。

1. コンテンツに表示する場合

イ. 製作年月日、製作者名及びこの法により保護されるという事実を利用画面の右側上段に順番に表示して、この法により保護されるという事実を表すためには次の図案と内容を全て表示

1) 下の図案は縁は灰色で、内部文字Cは黒色で、内部文字C以外の内部は白色で表す。この場合文化体育観光部長官は下の図案を文化体育観光部のインターネットホームページ等に掲示しなければならない。



2) “このコンテンツは「コンテンツ産業振興法」により最初の制作日から5年間保護されます”という文句

ロ. 利用画面の全体面積の10分の1以上の大きさで右側上段に製作年月日、製作者名及びこの法により保護されるという事実を全て表示

ハ. 製作年月日、製作者名及びこの法により保護されるという事実を表す時には1秒以上の停止画面で表示

ニ. 利用画面の色相と対比される色相で製作年月日、製作者名及びこの法により保護されるという事実を表示

2. 包装に表示する場合

イ. 製作年月日、製作者名及びこの法により保護されるという事実を包装の表示される表の表示面の右側上段に順番に表示して、この法により保護されるという事実を表示するためには次の図案と内容を全て表示

1) 下の図案は縁は灰色で、内部文字Cは黒色で、内部文字C以外の内部は白色で表す。この場合文化体育観光部長官は下の図案を文化体育観光部のインターネットホームページ等に掲示しなければならない。



2) “このコンテンツは「コンテンツ産業振興法」により最初の制作日から5年間保護されます”という文句

ロ. 包装の表示される表の表示の右側上段にその表の表示面の面積の10分の1以上の大きさで 製作年月日、製作者名及びこの法により保護されるという事実を全て表示

ハ. 包装の表示される表の表示面の色相と対比される色相で製作年月日、製作者名及びこの法により保護されるという事実を表示

第 34 条(規制の再検討) 文化体育観光部長官は第 30 条によるコンテンツ取引約款の細部内容について 2015 年 1 月 1 日を基準に 2 年毎に(毎 2 年になる年の 1 月 1 日前までをいう)その妥当性を検討して改善等の措置をとらなければならない。

付 則<2016.09.05>

この令は、公布した日から施行する。

付 則<2017.07.26>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。ただし、付則第 8 条により改正される大統領令のうち、この令の施行前に公布されたが、施行日が到来していない大統領令を改正した部分は、各々該当大統領令の施行日から施行する。

第 2 条から第 7 条まで省略

第 8 条(他の法令の改正) 省略